

## 日本国際紛争解決センター（大阪） 利用細則

2018年4月17日代表理事通達

### 第1条（目的）

この細則は、日本国際紛争解決センター（大阪）利用規程（2018年4月17日理事会議決議）第7条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本国際紛争解決センター（以下「当法人」という。）が運営する日本国際紛争解決センター（大阪）（大阪市福島区福島町1丁目1番60号所在の大阪中之島合同庁舎2階の関連施設の全部または一部をいう。以下、「当施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（禁止事項）

当施設の利用者は、庁舎管理者及び当法人の許可なく、以下の行為をしてはならない。

- ・ 物品の販売等
- ・ 文書等の提示等
- ・ 指定された場所以外の立入り
- ・ 秩序と静穏を害する行為
- ・ 当施設の管理に支障を生じさせ、または支障を生じさせるおそれのある物の搬入
- ・ 火気の使用

この細則は、2018年4月17日から施行する。